



資料 1 - 3

令和 4 年 3 月 1 9 日

生駒市長 小 紫 雅 史 様

生駒市病院事業推進委員会

委員長 福 並 正 剛

生駒市立病院の管理運営に関する年度協定書について

(答申)

令和 4 年 3 月 1 9 日に諮問された生駒市立病院の管理運営に関する年度協定書案について、本委員会において慎重に審議した結果、別紙のとおり答申します。

生駒市立病院の管理運営に関する
年度協定書~~(諮問案)~~

生駒市立病院の管理運営に関する年度協定書(案)

生駒市（以下「甲」という。）と医療法人徳洲会（以下「乙」という。）とは、平成25年6月4日付けで締結した生駒市立病院の管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、令和4年度における取扱いについて、次のとおり協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の目的）

第1条 本年度協定は、基本協定に規定する指定管理者負担金及び基本協定に特別の定めのない事項について定めることを目的とする。

（年度協定の期間）

第2条 本年度協定の期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

（指定管理者負担金）

第3条 基本協定第30条に規定する指定管理者負担金は、266,007,234円（取引に係る消費税及び地方消費税含む。）とする。

2 乙は、前項に規定する指定管理者負担金を、12回均等分割払いにより甲に支払うものとする。ただし、分割金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は、最初の支払期日に係る分割金額に合算するものとする。

3 支払期日は、令和4年4月を最初とし毎月15日とするものとする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、これらの日の翌日をもってその期日とする。

（金額の変更）

第4条 本年度協定の締結後に生じた理由により、指定管理者負担金の金額を変更すべき事情が生じた場合には、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

（院内保育所の運営経費にかかる交付金）

第5条 甲は、特別交付税に関する省令（昭和51年自治省令第35号）に基づき甲に交付される生駒市立病院の院内保育所の運営に要する経費に係る特別交付税相当額について、別に定める「生駒市立病院運営交付金交付要綱」に基づき乙に交付するものとする。

（協議事項）

第6条 本年度協定の各条項等の解釈について疑義が生じたとき、又は本年度協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年4月1日

甲：生駒市東新町8番38号
生駒市長 小紫 雅史

乙：大阪市北区梅田一丁目3番1-1200号
医療法人 徳洲会
理事長 安富祖 久明